

「南海トラフ地震臨時情報」に基づく県の配備体制と担任業務（案）

〔国ガイドラインの基本的考え方〕

巨大地震注意：日常生活を継続し、日頃からの地震への備えを再確認する

巨大地震警戒：社会全体としては地震に備えつつ、通常为社会活動をできるだけ維持していくことが必要

| 臨時情報 | 国ガイドラインが想定する状況 | 国の対応 | 県の配備体制と主な業務（案） |
|-------------------------------------|--|-------------------------------|---|
| 調査中 | — | ・情報収集等 | ○情報収集体制 ・情報収集等 |
| 巨大地震注意 (一部割れ・ ゆっくりすべり) | ○県内の状況（県外域での一部割れの場合） ・人的、物的に大きな被害は発生していない ・一部沿岸では津波警報等発令の可能性（住民避難） ○住民、企業の対応 ・日常の生活・活動を継続し、日頃からの備えを再確認 | ・気象庁の解説 ・日頃からの備えの再確認を呼びかけ | ○警戒体制（1週間） ・危機管理監代理を長 ・情報伝達（庁内・市町等へ伝達） ・巨大地震警戒時に行う各種措置の準備・点検等 |
| 巨大地震警戒 (半割れ) | ○県内の状況（半割れ地域外） ・大津波警報等発令の可能性 ・交通インフラ一時停止するがライフラインに大きな被害なく通常営業継続 ○県外の状況（半割れ地域） ・大規模な被害発生 災害対策本部設置 ・防災関係機関による応急対策活動 ○住民、企業の対応 ・通常为社会活動を維持しつつ、日頃からの備えを再確認 ・後発地震発生後では津波到達までに避難が困難な地域の住民等は避難 ・不特定多数の利用施設等は、出火防止等の安全対策を確認 | ・気象庁の解説 ・総理大臣の事前避難（1週間）の指示 | ○警戒本部体制（1週間） ・危機管理監を長 ・情報伝達 ・必要な事業を継続するための措置 ・日頃からの備えの再確認 ・施設及び設備等の点検 ・地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・防災対応実施要員の確保 ・職員等の安全確保 |